

有明工業高等専門学校寄附金取扱規程

(目的)

第1条 有明工業高等専門学校（以下「本校」という。）における寄附金に関する事務の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（平成16年4月規則第45号）及びその他の法令に基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 寄附金

本校における業務を支援することを目的として、次に掲げる経費に充てるため、寄附者が反対給付を受けることなく給付する現金及び有価証券をいう。

- ア 学生に貸与又は給与する学費
- イ 学生に貸与又は給与する図書、機械装置、器具及び標本等の購入費
- ウ 学術研究に要する経費
- エ 教育研究の奨励を目的とする経費
- オ 管理・運営の支援を目的とする経費
- カ 学校創立記念等事業にかかる経費
- キ 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める経費

二 クラウドファンディング

インターネットを通じて、本校が実施する特定のプロジェクトの内容を公開し、賛同を得た不特定多数の支援者から、プロジェクトの原資として寄附金を募ることをいう。

三 事業者

本校のクラウドファンディングの実施に係る業務又は寄附金の収納代行業務を委託した企業等をいう。

四 支援者

事業者を介して本校等に寄附を行った者をいう。

五 支援金

クラウドファンディングにより受け入れた寄附金をいう。

六 プロジェクト責任者

本校の教職員で、当該クラウドファンディング事業の遂行に責任を負うものをいう。

(寄附の申込み)

第3条 校長は、寄附金の寄附を申し出る者（以下「寄附者」という。）があったときは、寄附金申込書（別紙様式第1号）を提出させるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本校が指定する収納代行業者から入金があった時点をもって寄附の申込が行われたものとみなす。
- 3 教職員が個人あて寄附金を受領したときは、これをあらためて本校へ寄附しなければならない。
- 4 教職員が助成金を受けた場合、原則として当該助成金を改めて本校に寄附するものとし、私的に経理してはならない。

(受入れの審査)

第4条 校長は、前条の申請があったときは、企画委員会において、その内容の適否について審査するものとする。

(受入れの決定及び通知)

第5条 校長は、前条の審査の結果、適當であると認めたときは、受入れを決定し、寄附金受入通知書（別紙様式第2号）により寄附者に通知するとともに出納命令役にその旨通知するものとする。ただし、本校が指定する収納代行業者から入金があった寄附については、通知を省略する。

(受入れの制限)

第6条 寄附金を受け入れようとするときにおいて、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金により取得した財産を、無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により、寄附金の全部又は一部を取消すことができる。
- (5) 寄附者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくはこれらに準じる者。
- (6) その他校長が特に教育研究上支障があると認める条件。

2 前項に掲げるもののほか、地方公共団体からの寄附にかかるものについては、受入れができないものとする。ただし地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第24条第2項の規定に基づき、当該地方公共団体が総務大臣の同意を得たものを除く。

(寄附金の納入)

第7条 出納命令役は、受入れ承認の決定通知を受けたときは、速やかに納入の手続をとるものとする。

2 前項により受入れた寄附金が現金であるときは直ちに、有価証券であるときは当該有価証券について利子の支払又は償還があったときに当該現金又は支払若しくは償還にかかる現金を徴収する処置をとらなければならない。

3 受け入れた寄附金の一部を機構における教育研究事業のための間接経費として使用するものとする。

4 間接経緯の取扱いについては、別に定める。

(寄附金の保管)

第8条 出納命令役は、受入れた寄附金を校長が指定する取引金融機関に預託しなければならない。この場合において、預託により生じた利子は、寄附金の増加に充てるものとする。

2 前項により利子を受け入れるときにおいて、出納命令役が異なった使途の寄附金を2種以上保管し、同一口座に預託しているときにおける利子の配分については、預託金有高により按分する等適宜分割して、それぞれ寄附金の増加に充てるものとする。

(寄附金の使途特定等)

第9条 校長は受入れた寄附金の使用に先立って、あらかじめ使途を特定する場合は寄附金特定・不特定決議書（別紙第3号様式）によるものとする。ただし、寄附者が自らその使途を特定した場合はその限りでない。

(寄附金の使途変更)

第10条 校長は、寄附金を受入れたときは、その示された使途に使用しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、寄附金の使途変更等を行うことができるものとする。

- (1) 寄附目的が達せられ、残額が1,000円未満となったものを他の奨学の目的に使用しようとする場合。
- (2) 研究担当者が独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する他の学校へ配置換等となつたため、当該学校の校長の同意を得て、寄附金を移し替える場合。
- (3) 研究担当者が国立大学法人等へ転籍等となつたため、寄附者及び国立大学法人等の同意を得て、寄附金を移し替える場合。

2 前項により当該寄附金の使途変更等をしようとする場合においては、寄附金使途変更・移換伺書（別紙第4号様式）により校長の承認を得るものとする。

(クラウドファンディングの実施の条件)

第11条 クラウドファンディングは、次の各号に定める原則により行うものとする。

- 一 対価性のある物の譲渡及び貸付け並びに役務の提供による返礼を前提としないこと。
- 二 第2条に定める寄附金の目的に準じて実施すること。
- 三 本校の社会的な信頼性を損なわない事業であること。

2 クラウドファンディングは、本校等が選定する事業者を通じて行うものとする。

(クラウドファンディングの申請)

第12条 クラウドファンディングの実施を希望するプロジェクト責任者は、実施計画書（別紙様式第3号）を作成し、校長に申請しなければならない。

(クラウドファンディングの実施の決定等)

第13条 校長は前条の申請があった場合は、企画委員会において申請を審査し、実施の可否を決定するものとする。ただし、決定後に当該事業について継続することが適当でないと認めた場合は、これを中止することができるものとする。

(クラウドファンディングのプロジェクト責任者の義務)

第14条 プロジェクト責任者は、寄附金募集のために公開するプロジェクトの内容に責任を負うとともに、プロジェクトを誠実に遂行しなければならない。

(クラウドファンディングの手数料の支払い)

第15条 クラウドファンディングを活用したことにより生じる事業者への手数料は支援金と相殺して支払うものとする。

(クラウドファンディングの実施報告について)

第16条 実施責任者は事業終了後、速やかに校長に実施報告書を提出するものとする。

(支援金の受入れ及び管理)

第17条 第3条に定める寄附金申込書については、事業者から提出される支援者の一覧表をもつてこれに代えることができるものとする。

- 2 第5条に定める寄附金受入通知書の送付については、これを省略できるものとする。
- 3 間接経費の取扱いについては、別に定める。

(寄附の成果公表)

第18条 校長は、周年事業基金、クラウドファンディング等の寄附者を一としない寄附金については、成果を公表することとする。

(適用除外)

第19条 第2条第一号カにかかる寄附金の取扱については、第3条から第10条までの規定は適用せず、独立行政法人国立高等専門学校機構学校創立記念等寄附金取扱要領（平成23年1月4日理事長裁定）を準用するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、有明工業高等専門学校奨学寄附金取扱規規程（昭和60年3月1日制定）は廃止する。
- 3 この規程の施行の前日において受け入れている奨学寄附金に係る残額については、この規程により寄附金として受け入れたものとみなす。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年9月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月21日から施行する。